

新型コロナウイルス(COVID-19)
感染拡大防止対策=行動計画書
BCP(事業継続計画)

社会福祉法人桐和会
特別養護老人ホーム 越谷さくらの杜

新型コロナウイルス対策行動計画書(第1版)

特別養護老人ホーム
越谷さくらの杜

1.策定の目的

新型コロナウイルス感染症は、新型コロナウイルスである“SARS-CoV2”による感染症の事です。WHOはこのウイルスによる感染症のことを“COVID-19”と名付けました。2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がりました。

新型コロナウイルスは世界を震撼させていますが、現在のところ感染経路、治療法、感染してからの経過など、明確には解明されていない部分が多々あります。

越谷さくらの杜は、基礎疾患があり、免疫力が弱いご入居者が多い特別養護老人ホームであり、職員においては、ご高齢者や障がいのあるご入居者の身体介護・介助といった、人との関わりこそが日常業務です。また、一時帰宅が困難なご入居者が大半であることから、事業所の閉鎖といった事態に陥ればご入居者様の生命にもかかわります。

以上のことから、実務に即した行動計画・マニュアルの策定を実施しました。

2.基本方針

越谷さくらの杜としての新型コロナウイルス感染対策に関する基本方針を下記に記載する。

①ご入居者様の安全確保	ご入居者は基礎疾患もあり、体力が弱いことに留意し、万全の感染防止に努める。
②職員の安全確保	業務の特性上、職員は一般企業と比べて感染リスクが高いことに十分留意して感染防止対策を講じる。また、職員が安全に業務にあたることのできるよう、就業環境の整備に努める。
③サービスの継続	ご入居者の健康、身体、生命を守り続けるため、事業・サービス機能の保持・継続を担保する。

3.推進体制 BCP 対策本部の設置

今回発生した「新型コロナウイルス感染」を地震、台風などの大規模災害と同様に考え、万一施設で感染者が発生した際の人命の保護、施設(事業)継続と早期復旧を可能とするため感染拡大の恐れがある時点でBCP対策本部を設置し発動します。

主な役割	部署・役職	氏名	内容
BCP 対策本部長	施設長	鶴谷美幸	<ul style="list-style-type: none"> 方針の決定、対策の統括 施設のクローズ、避難先施設の決定等
BCP 対策事務局	事務次長 衛生管理者	根本祐輔 原田英子	<ul style="list-style-type: none"> 職員・ご入居者の状況把握 情報収集と発信 各種調整等
ご入居者の安全確認	看護師 機能訓練指導員	金山陽子 他看護職員 吉川・田山	<ul style="list-style-type: none"> ご入居者の状態確認 感染予防の徹底 医療、看護、専門的知識等の情報提供
職員・家族の安全確認	介護副主任	高木悠 和田奈津子	<ul style="list-style-type: none"> 職員とその家族の感染、健康状況の確認 代替要員の確保 公共交通機関の運行状況、道路の通行規制
情報・物品管理	事務	小川・斎藤・嘉	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況などの確認・集計 施設の備品手配、備蓄物品の数量管理 保健所・医療機関・施設消毒業者、避難施設確保等の対応
外部連絡	生活相談員 介護支援専門員	磯部・村上 木田・藤原	<ul style="list-style-type: none"> 対外的窓口(行政・保健所・社協・身元引受人等) 法人と協力医療機関情報の収集
食事提供	管理栄養士	横田・阿部	<ul style="list-style-type: none"> 厨房の稼働状況の確認 食事の提供体制の見直しと関わる必要物品の確保

4.業務分類

本計画では越谷さくらの杜の業務を重要度に応じて4段階(A-D)に分類し、事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小・休止することで、ご入居者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。

業務	内容	施設における業務
A	平時と同様に継続すべき業務	・食事 ・排泄 ・与薬、医療的ケア ・記録
B	感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	・ご入居者家族、身元引受人への各種情報提供 ・施設内の消毒と換気 ・感染物の処理 ・来設者の体温測定と健康チェック ・BCG等の予防接種
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務	・日中活動 ・入浴 ・リハビリ ・デイケアへの参加(対象者のみ) ・各種会議等
D	休止・延期できる業務	・上記以外の業務 (ボランティア活動・各種行事・外出・研修・出張等)

5.感染予防策

- ①全職員において感染予防(手洗い・消毒等)を徹底する。また、プライベートでも換気が悪く人が密集している場所には行かない。
- ②職員は施設内ではマスクを着用する。活動ではご入居者同士も一定の距離をとれるよう工夫する。
- ③施設に入る時は、入口に設置済の消毒液にて全員が手指消毒を行う。
- ④職員は出勤時に検温を行い、入社時に体温を記録する。
- ⑤熱感のある職員、または風邪症状等ある場合は休みとし、上司へ報告・指示を仰ぐ。
- ⑥毎日手すり、ドアノブ、スイッチなど多くの人が触れる場所の消毒を行う。実施者は押印。
- ⑦原則として、施設内への立ち入り禁止。訪問者は家族であっても施設内に立ち入ることが出来ない旨を伝え、協力を依頼。面会は「窓越し面会」や Zoom アプリを使用しての「Web 面会」にて対応。やむを得ない場合(お看取り対応等)の場合は、

問診票と緊急連絡先の記入、検温とマスク着用の依頼。

⑧不要不急な会議、研修、出張は中止・延期する。

最低限必要な場合は小規模で換気しながらマスク着用とし、距離を保って行う。

感染予防策：「新型コロナウイルスを防ぐには」（チラシ）厚生労働省を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

6. 感染対応

BCP Warning (警戒)

1) フェーズ 1・・・感染の恐れ*がある職員、利用者が発生した場合

感染の恐れ*：37.5℃以上発熱した職員、利用者

1. 感染の恐れに該当	職員	①熱が 37.5℃以上あったことを上司に報告 ②施設を休み、自宅待機。状態変化は毎日上司へ報告 ③症状が継続し厚生労働省の指針*に該当する場合は「帰国者・接触者相談センターに相談し、検査を行う
	利用者	①熱が 37.5℃以上あったことを上司に報告 ②他の利用者から隔離した部屋で介護し、毎日の体温と状況を上司に報告 ③症状が継続し厚生労働省の指針*に該当する場合は「帰国者・接触者相談センターに相談し、検査を行う
2. 対策本部へ報告	職員の上司	感染の恐れがある職員、利用者が発生したと、その後の経過を報告する

症状が継続し厚生労働省の指針*：新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

BCP Preparation (準備)

2) フェーズ 2・・・「感染が疑われる*がある職員、利用者」が発生した場合

感染の疑われる場合*＝「帰国者・接触者相談センター」相談する場合（国の指針）

・37.5℃以上の熱が4日以上続いている場合

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

・重篤化しやすい人（高齢者・糖尿病、呼吸器疾患や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方）で2日間症状が続く場合

●新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570-783-770（毎日 24 時間）

●一般的な相談（市民健康課） 048-960-1100（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

- 帰国者・接触者相談センター 048-940-5153 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
- 厚生労働省の相談窓口 0120-565653 (フリーダイヤル) (毎日 9 時 00 分～21 時 00 分)
- 「帰国者・非接触者センター」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

■入所施設の BCP 準備

項目	対象者	BCP 対応策
1. 感染が疑われる場合	職員	自宅待機のまま、上司に報告し「帰国者・接触者相談センター」に相談し、医療機関を受診
	利用者	他の利用者から隔離し、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、医療機関を受診
2. 対策本部へ報告	職員の上司	①感染が疑われる職員、利用者が発生したことを対策本部に報告する ②該当の職員、利用者が濃厚接触した可能性のある人についてヒヤリングし、対策本部へ報告する
3. 消毒&感染症廃棄物等 BCP 対応準備	対策本部	①感染が疑われる職員、利用者が発生した事を施設職員、法人本部に案内し、BCP 発動を準備する ②職員に施設の自主消毒を指示する ③陽性の場合に備え、施設閉鎖等の準備をする。 状況によっては即時閉鎖する ④感染性廃棄物はその種類は性状に応じて適切な容器に入れて梱包する <small>「環境省 HP:新型コロナウイルスの廃棄物について」参照 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/lealeet2.pdf</small>
4. 感染が疑われる者と濃厚接触の可能性	職員	自宅待機とし、発熱などの症状を上司に報告する
	利用者	他の利用者から隔離(個室に移動)し、感染を想定したケアを行う 例:担当職員を分ける、部屋の換気、マスク・手袋・アイゴーグル着用など 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4 参照」 (厚生労働省 通知・事務連絡令和 2 年 3 月 6 日メモ) https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4 から抜粋
(厚生労働省 通知・事務連絡令和 2 年 3 月 6 日メモ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>

●濃厚接触が疑われる利用者、職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排せつ物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

●濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・当該利用者については原則として個室に移動する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を 1、2 時間ごとに 5～10 分間行うことにする。
また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ケアの開始時と終了時に液体石けんと流水による手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1 ケア 1 手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒液で清拭を行う。
- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

BCP Practice (実行)

3) フェーズ 3・・・「感染者(陽性)の職員、利用者」が発生した場合

■入所施設の BCP 準備

項目	対象者	BCP 対応策
1.陽性反応の報告	①上司 ②対策本部	①検査結果を該当職員から上司を通じ対策本部・嘱託医・法人本部に報告する。 ②越谷市役所、保健所の指導に基づき、行動履歴と濃厚接触者を特定し、指示を受ける。
2.BCP 発動の決定	対策本部	対策本部は保健所の指示*により施設の消毒範囲、日時、施設の閉鎖、期間を相談し、職員・利用者への対応等 BCP を発動する。
3.外部への通知	対策本部	①対応本部は職員と法人本部へ BCP の発動を連絡する。 ②濃厚接触者(職員)に約 14 日間の在宅勤務、自宅待機を指示する。 ③濃厚接触者(利用者)へ事前に決めた対応策を実施する。(注) ③社協、行政、福祉協会、身元引受人、近隣住民など関係者に通知する。
4.消毒手配	対策本部	①保健所の指導のもと日本ペストコントロール協会等に依頼し、日時を確認する。 ②施設消毒時の利用者避難先を確保する。
5.利用者対応	利用者	BCP にて決定した施設にてケアを開始する。(注)
6.職員(濃厚接触者)	職員	自宅待機、在宅勤務をし、毎日の体温、体況を対策本部へ報告する。(注)
7.施設の消毒	委託会社	日本ペストコントロール協会等の指定業者が施設を消毒する。 ※埼玉県ペストコントロール協会(一般社団法人) 048-854-2890 受付時間:平日 9:00~17:00
8.濃厚接触者の状況把握	対策本部	濃厚接触者(職員、利用者)の検査結果、発熱状況など把握し対応する。(注)
9.通常業務の再開	対策本部	行政、保健所などにも相談し、感染がないことを確認し通常業務を再開する。

保健所に指示*: 感染発生時の対応について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin//noro/files/dai5.pdf>

※越谷市保健所では所定書式はアップされていない為、上記サイトを確認する。

(注) 利用者の避難先、職員の対応などを事前に確認し、BCP を作成 (BCP 確認事項: 次ページ参照)

■フェーズ 3 入所施設 BCP 確認事項

	確認事項	確認
PCR 検査	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の検査の注意点、流れはどのようなものか ②施設で感染者がでた場合、濃厚接触者の PCR 検査はどのようにすすめていくか(利用者と職員に分けて) ③濃厚接触者以外の職員、利用者の PCR 検査は行わないか 	越谷市保健所との協議、指示を仰ぎながら検査等を進めていく。また、二次接触被害が出ないよう、努める。
消毒	<ul style="list-style-type: none"> ①日本ペストコントロール協会以外に依頼は可能か、また依頼する業者が地元にあるか ②依頼するとすぐに消毒できるか、また消毒にかかる時間はどのくらいか ③施設の消毒後、いつ施設に入ることができるか 	<p>埼玉県ペストコントロール協会 048-854-2890</p> <p>受付時間:平日 9:00~17:00</p> <p>施設より連絡後、ペストコントロール協会より業者連絡。</p> <p>陽性者最終出勤日から最短 2 日あけて業者が出動。</p> <p>消毒後、半日以上あけて業務再開</p>
消毒時の避難先	利用者が一時的に避難する場所をどうするか	法人内、他施設が利用可能か施設長指示。
病院入院治療	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の病院入院時の注意点はあるか、特に付添はどうするか ②利用者の病院への送迎はどうするか 	<p>入所者クラスター感染の場合は、重症者以外は施設内で隔離が予想される。</p> <p>個人差があるが、拘束の可能性もあり、対応者は施設長指示。</p>
施設の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の閉鎖は可能か。想定される閉鎖期間(10日~14日)において利用者を避難させる場所はあるか ② 避難する場所が無い場合は、同じ施設でサービスが可能か ③ 濃厚接触者(利用者)を隔離する部屋、スペースはあるか 	<p>施設及び、職員も法人全体で対応する。</p> <p>法人内での短期入所などを活用、対応分担する。</p>
職員	<ul style="list-style-type: none"> ①濃厚接触者(職員)は在宅勤務、自宅待機とするが、濃厚接触者以外の職員はどうするか ②利用者のサポートをいつどこで誰が行うか ③人員は不足するか、不足の場合は他の施設からの応援をどうするか ④IT インフラがあり、在宅勤務でノート PC を活用し、仕事ができるか 	<p>感染者以外は勤務。濃厚者の介助とそれ以外の者とを分担し、リスクの軽減を図る場合がある。</p> <p>交代勤務。</p> <p>他施設からの応援を積極的には望めない。</p>

その他	居室移動はベッドのマット・布団のみを移動させ対応することが想定される。介護副主任中心にシュミレーションを作成	
-----	--	--

様式 I 全体イメージ図

体制	役割分担	全体統括		
		情報収集		
		利用者家族への情報提供		
		感染予防対応に関する業務(業務 B)の統括		
		感染予防対応に関する業務(業務 ACD)の統括		
感染予防対応	施設関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応 ※ (発生後も継続して対応)	個人対応の依頼	マスク・手洗い等の対策実施を依頼	
		備蓄品(感染予防対応用)の配備		
		業務 B ①来所に関するルール	来所時のマスク着用	
			入口での手指消毒	
			不要不急の来所禁止	
			来所者への玄関での検温	
			体調不良者立入禁止	
			ハイリスク職員出勤停止	
			可能な限り直行直帰	
		業務 B ②その他のルール	検温・体調のデイリーチェック	
	状況に応じてワクチン接種			
	業務 D の縮小・休止	実習生・ボランティアの受入休止		
		不要不急の行事休止		
		不要不急の外出・会議の中止		
	業務 ACD の業務体制縮小	最低限の人数で業務を遂行するよう、シフトの検討		
	施設内で発症	情報収集・報告		
		発症者にマスクを装着		
		空間的隔離を実施		
		施設からの退出を依頼		
		病院に搬送		
消毒・換気				
濃厚接触者の来所禁止				
情報開示				
施設外で発症	情報収集・報告			
	感染者の来所禁止			
	消毒・換気			
	濃厚接触者の来所禁止			
	情報開示			

業務継続対応	業務の絞り込み	業務 D の縮小・休止	
		業務 C の縮小・休止	
	常務手順の変更	業務 A の手順変更	
	ヒトのやりとり	出勤情報の集約管理・欠勤の可能性の検証・シフト変更	
		法人内での人繰りの検討	
		OB・OG 活用	
	その他	地域応援要請	
		委託業者確保	
		備蓄品(業務継続用)の確保	
過重労働・メンタル対応			

様式 2 新型コロナウイルス等に関する情報入手先 ※2020 年 7 月現在

内閣官房・新型コロナウイルス等対策	https://corona.go.jp/ 〈内閣官房 HP〉新型コロナウイルス感染症対策
厚生労働省感染症情報	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html 〈厚生労働省 HP〉新型コロナウイルス感染症について
外務省海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/ 〈外務省 HP〉新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報
法務省新型コロナウイルス感染症関連情報	http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html 〈法務省 HP〉新型コロナウイルス感染症に関する情報一覧
日本医師会 感染症関連情報	http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/ 〈日本医師会 HP〉新型コロナウイルス感染症
埼玉県 新型コロナウイルス感染症 総合サイト	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/covid19_sougousite.html 〈埼玉県 HP〉新型コロナウイルス感染症総合サイト
越谷市 新型コロナウイルス関連	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/covid19/index.html 〈越谷市 HP〉新型コロナウイルス感染症総合サイト

様式 3 感染が疑われる方の相談窓口 ※2020 年 7 月現在

新型コロナウイルス感染症県民 サポートセンター	0570-783-770	毎日 24 時間
一般的な相談(市民健康課)	048-960-1100	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
帰国者・接触者相談センター	048-940-5153	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
厚生労働省の相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	毎日 9 時 00 分～21 時 00 分

様式 4 各種ガイドライン ※2020年7月現在

厚生労働省 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について
厚生労働省 HP 令和2年2月18日事務連絡	https://www.mhlw.go.jp/content/000601679.pdf 社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について
厚生労働省 HP	https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf 高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版
厚生労働省 HP 令和2年6月30日事務連絡	https://www.mhlw.go.jp/content/000645252.pdf 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について
厚生労働省 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html 自治体・医療機関向けの情報一覧(新型コロナウイルス感染症)
環境省 HP	http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 「新型コロナウイルスの廃棄物について」チラシ